

令和 2 年

渡嘉敷村議会会議録

第 2 回臨時会（3 月 30 日）	1 日間
第 3 回臨時会（4 月 16 日）	1 日間
第 4 回臨時会（5 月 20 日）	1 日間
第 5 回定例会（6 月 10 日～11 日）	2 日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和 2 年第 2 回臨時会（3 月 30 日）

令和 2 年第 2 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第 1 号	3
日程第 1	会議録署名議員の指名について 4
日程第 2	会期の決定について 4
日程第 3 同意第 3 号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について 4
日程第 4 議案第 16 号	令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 5 号）について 4
日程第 5 議案第 17 号	令和元年度渡嘉敷村国民健康特別会計補正予算（第 5 号）について 5
日程第 6 議案第 18 号	令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について 6
日程第 7 議案第 19 号	令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について 6
日程第 8 議案第 20 号	渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について 7

令和 2 年第 3 回臨時会（4 月 16 日）

令和 2 年第 3 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	11
出席議員	12
議事日程第 1 号	13
日程第 1	会議録署名議員の指名について 14
日程第 2	会期の決定について 14
日程第 3 報告第 2 号	専決処分の報告について 14 (渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)
日程第 4 報告第 3 号	専決処分の報告について 14 (渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 同意第 4 号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について 15

令和 2 年第 4 回臨時会（5 月 20 日）

令和 2 年第 4 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	19
出席議員	20
議事日程第 1 号	21

日程第 1	会議録署名議員の指名について	22
日程第 2	会期の決定について	22
日程第 3 報告第 4 号	専決処分の報告について (令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算 (第 1 号))	22
日程第 4 議案第 21 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算 (第 2 号) について	23

令和 2 年第 5 回定例会 (6 月 10 日)

令和 2 年第 5 回渡嘉敷村議会定例会会期日程	27
出席議員	28
議事日程第 1 号	29
日程第 1	会議録署名議員の指名について 30
日程第 2	会期の決定について 30
日程第 3	議長諸般の報告 30
日程第 4	村長行政報告 30
日程第 5	一般質問について 32
日程第 6 報告第 5 号	令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について 68
日程第 7 議案第 22 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例について 69
日程第 8 議案第 23 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ いて 69
日程第 9 議案第 24 号	渡嘉敷港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について 70
日程第 10 議案第 25 号	渡嘉志久海岸巻揚機設置、管理及び運営に関する条例につ いて 71
日程第 11 議案第 26 号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について 71
日程第 12 議案第 27 号	物品購入契約(水槽付消防ポンプ自動車購入)について 72
日程第 13 議案第 31 号	渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を改正する条例について 73
日程第 14 議案第 28 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算 (第 3 号) について 74
日程第 15 議案第 29 号	令和 2 年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算 (第 1 号) について 75
日程第 16 議案第 30 号	令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について 76
日程第 17 議員発議第 1 号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例について 77

令和 2 年

第 2 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

3 月 30 日

令和 2 年第 2 回 渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
 自 令和 2 年 3 月 30 日
 至 令和 2 年 3 月 30 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3 月 30 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 同意第 3 号 議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号 議案第 19 号、議案第 20 号

令和２年第２回渡嘉敷村議会臨時会は
令和２年３月30日（金）午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 １日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7 名

会議録署名議員 3 番 新垣一史議員 4 番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	欠 席	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	欠 席		

終了： 3 月 30 日（金曜日）午前10時18分

令和２年第２回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和２年３月３０日（金） 午前１０時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３	同意第３号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について
第４	議案第１６号	令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）について
第５	議案第１７号	令和元年度渡嘉敷村国民健康特別会計補正予算（第５号）について
第６	議案第１８号	令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について
第７	議案第１９号	令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第５号）について
第８	議案第２０号	渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第2回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日3月30日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日3月30日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、同意第3号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命については、本日、村長より撤回の申し出があり、会議規則第20条第1項、但し書きの規定により撤回の許可をいたしました。従って、議事日程から削除いたします。

日程第4、議案第16号、令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第16号、令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について。

令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規程により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1千871万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月30日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号、令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第17号、令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を
必要とする。

令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千159万5千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ1億699万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月30日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号、令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第18号、令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月30日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号、令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第19号、令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千401万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月30日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号、渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第20号、渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について。

渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について、別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由

過疎地域自立促進計画の変更することについては過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する。同条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

別紙、過疎地域自立促進市町村計画の変更を添付しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和2年第2回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年第2回渡嘉敷村議会臨時議会を閉会いたします。

(閉会 午前10時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）

令和 2 年

第 3 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

4 月 16 日

令和 2 年第 3 回 渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間 自 令和 2 年 4 月 16 日
至 令和 2 年 4 月 16 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
4 月 16 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第 2 号、報告第 3 号 同意第 3 号

令和２年第３回渡嘉敷村議会臨時会は
令和２年４月16日(木)午後２時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期１日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7 名

会議録署名議員 4 番 宮平鉄哉議員 5 番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	欠 席	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：４月16日（木曜日）午後２時６分

令和 2 年第 3 回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和 2 年 4 月 16 日（木） 午後 2 時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名について
第 2		会期の決定について
第 3	報告第 2 号	専決処分の報告について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）
第 4	報告第 3 号	専決処分の報告について（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 5	同意第 4 号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について

○ 玉城保弘議長

ただいまから令和２年第３回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、４番宮平鉄哉議員、５番座間味満議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日４月16日の１日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日４月16日の１日間に決定をいたしました。

日程第３、報告第２号、専決処分の報告（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

報告第２号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年４月16日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

別添にて、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例を添付しております。

ご審議をお願いいたします

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第２号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、報告第３号、専決処分の報告（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

報告第３号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 16 日 提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝村長

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、別添のとおりでございます。

ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました

日程第 5、同意第 4 号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

同意第 4 号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について

渡嘉敷村教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 宜野湾市野嵩 1 の 49 の 8

氏 名 新崎直昌

生年月日 昭和 23 年 7 月 17 日

令和 2 年 4 月 16 日 提出

提案理由

渡嘉敷村教育委員会の教育長が、令和 2 年 3 月 31 日付けで退任したことから、その後任を任命するため、議会の同意を得る必要がある。

渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより同意第 4 号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についてを採決します。

なお、この採決は起立評決で行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

どうぞ着席ください。

議員総数6名のうち賛成6名、反対0、従って、日程第3号、同意第4号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命同意については賛成多数につき原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和2年第3回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第3回渡嘉敷村議会臨時議会を閉会いたします。

(閉会 午後2時6分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

令和 2 年

第 4 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

5 月 20 日

令和 2 年第 4 回 渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

自 令和 2 年 5 月 20 日
会期 1 日間 至 令和 2 年 5 月 20 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
5 月 20 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第 4 号 議案第 21 号

令和２年第４回渡嘉敷村議会臨時会は
令和２年５月２０日（水）午前１０時００分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 １日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
１	與那嶺 雅 晴	出	５	座間味 満	欠
２	国 吉 栄 治	出	６	當 山 清 彦	出
３	新 垣 一 史	出	７	玉 城 保 弘	出
４	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 ６名

会議録署名議員 ６番 當山清彦議員 １番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 彰 子		

終了：５月２０日（水曜日）午前１０時１２分

令和 2 年第 4 回 渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和 2 年 5 月 20 日（水） 午前 10 時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名について
第 2		会期の決定について
第 3	報告第 4 号	専決処分の報告について (令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 1 号）について)
第 4	議案第 21 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 2 号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和２年第４回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって６番當山清彦議員、１番與那嶺雅晴議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日５月20日の１日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日５月20日の１日間に決定をいたしました。

日程第３、報告第４号、専決処分の報告、令和２年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第４号

専決処分の承認について

地方自治法施行令第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和２年５月20日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

渡嘉敷村告示第27号

専決処分書

地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第１号）

専決処分理由

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、令和２年度補正予算（第１号）が令和２年４月30日に成立したことにより、特別定額給付金事業を早急に実施する必要がある。これに伴い同事業を執行するための予算の議決について議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第１項の規定により専決処分する。

令和２年５月１日

令和２年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第１号）

令和２年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2千993万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、報告をいたします。

ご審議をお願いいたします

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第21号

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月20日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)

令和2年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千809万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6千803万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月20日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和2年第4回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第4回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号6番）

署名議員（議席番号1番）

令和 2 年

第 5 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日 目

6 月 10 日

令和 2 年第 5 回 渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2 日間 自 令和 2 年 6 月 10 日
至 令和 2 年 6 月 11 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
6 月 10 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第 5 号 議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号 議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号 議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号 議案第 31 号 議員発議第 1 号

令和２年第５回渡嘉敷村議会定例会は
令和２年６月１０日（水）午前１０時００分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 ２日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
１	與那嶺 雅 晴	出	５	座間味 満	出
２	国 吉 栄 治	出	６	當 山 清 彦	出
３	新 垣 一 史	出	７	玉 城 保 弘	出
４	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 ７名

会議録署名議員 １番 與那嶺雅晴議員 ２番 国吉栄治議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	欠 席（業 務）		

終了：６月１０日（水曜日）午後３時４４分

令和 2 年第 5 回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和 2 年 6 月 10 日（水） 午前 10 時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名について
第 2		会期の決定について
第 3		議長諸般の報告
第 4		村長行政報告
第 5		一般質問について
第 6	報告第 5 号	令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について
第 7	議案第 22 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例について
第 8	議案第 23 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 24 号	渡嘉敷港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について
第 10	議案第 25 号	渡嘉志久海岸巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について
第 11	議案第 26 号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 27 号	物品購入契約（水槽付消防ポンプ自動車購入）について
第 13	議案第 31 号	渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 28 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 3 号）について
第 15	議案第 29 号	令和 2 年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 16	議案第 30 号	令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 17	議員発議第 1 号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第5回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番與那嶺雅晴議員、2番国吉栄治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの2日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和2年3月分、4月分、5月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

それでは、3月定例会以降の会務報告を行います。

3月7日、渡嘉敷小・中学校卒業式に出席をしております。

3月18日、阿波連小学校卒業式に出席をしております。

3月24日、幼稚園卒園式に出席をしております。

同日、議員協議会が開催されております。

3月30日、令和2年第2回渡嘉敷村議会臨時議会が開かれております。

4月16日、令和2年第3回渡嘉敷村議会臨時議会が開かれております。

同日、議員協議会が開かれております。

4月21日、コロナ対策会議が行われております。

5月19日、コロナ対策会議が行われております。

5月29日、令和2年第2回南部広域行政組合議会臨時議会に出席をしております。

6月8日、議員協議会が行われております。

以上で会務報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

それでは令和2年3月5日以降の行政報告をいたします。

3月5日、3月定例議会1日目。

3月6日、3月定例議会2日目。

3月7日、渡嘉敷小学校、中学校卒業式。

3月9日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会。

3月10日、渡嘉敷保育所卒園式。

3月16日、沖縄県農林水産部水産課を訪ね、渡嘉敷漁協が取り組んでいる加工施設等の整備事業について、令和3年度の採択に向け要望活動を行っております。渡嘉敷漁業協同組合長、外山課長及び玉城観光産業課長を同行しております。

同日、「外国人観光客の医療受け入れ態勢について」沖縄観光コンベンションビューロー下地受入事業部長ほかとの意見交換をしております。

3月17日、とかしきまつり実行委員会。

3月18日、阿波連小学校卒業式。

同日、第4回新型コロナウイルス対策本部会議。

3月19日、青少年交流の家との連絡会。

3月30日、第2回臨時議会。

3月31日、教育長退任式、職員退職辞令交付式。

4月1日、職員異動辞令・新規採用職員辞令・1日付臨時的任用職員辞令交付式。

同日午後、会計年度任用職員辞令交付式。

同日、第5回新型コロナウイルス対策本部会議。

4月2日、2日付臨時的任用職員辞令交付式。

4月6日、第6回新型コロナウイルス対策本部会議。

4月10日、第7回新型コロナウイルス対策本部会議。

4月13日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会。

4月16日、第3回臨時議会。

4月21日、第8回新型コロナウイルス対策本部会議。

4月22日、一部職員の人事異動辞令交付式。

4月24日、村道阿波連漁港線未処理用地にかかる交渉。

4月25日、新型コロナウイルス感染防止対策として、高速船運休、フェリーの12時30分繰上げが開始しております。

5月1日、国の新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算、特別定額給付金に係る対応のため、臨時職員を1人総務課に配置しております。

5月2日、大雨による土砂崩落、洪水対応の対応をしております。

5月3日、渡嘉敷港において浮遊ごみの回収を行っております。

5月7日、第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

5月12日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会。

5月19日、第10回新型コロナウイルス対策本部会議。

5月20日、臨時議会。

5月25日、地方創生臨時交付金事業対応会計年度任用職員1名、総務課に配置をしています。

同日、庁議にて、定期船の運航について、6月1日から14日までの間、定員を半減して定時運行することを決定しております。

5月27日、南部市町村会定例総会。

5月28日、一般社団法人森林協会令和2年度第1回理事会。

同じく、おきなわ森林・山村地域協議会第7回定時総会。

6月1日、臨時的任用職員1名辞令交付。地方創生臨時交付金事業対応会計年度任用職員1名配置。

同日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会臨時理事会。

6月8日、一般質問答弁書検討会議。その後、16時から議員への6月15日から9月末日までの船舶臨時運航態勢について説明をしております。

以上報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内といたします。順次発言を許します。

1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

おはようございます。通告書に基づいて3点ほど質問していきたいと思います。まず最初に、阿波連線についてでございます。去った5月2日に大雨で蛇腹管といいますかね、が完全に設置からなくなり、私もずっとそれ気にしていたんですけどね、たぶん2年ぐらいいは50cmぐらい離れていたんですよ。50cmぐらい離れるとどういう状態になるかなということで雨降り見ていたら、そんなにばらけることもなく真っ直ぐ水が落ちたので、この管でたぶん固定されたんだなということでありましたけど、5月2日の大雨で全く姿もないと。おまけに何カ所か山崩れもあったという状態ですけど、早急に災害調査もしていました、思ったより早く調査来るんだなというふうに見ていましたけど、その蛇腹管の方も調査の対象に入ったのかどうかひとつお尋ねします。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の蛇腹管ということですが、これについては今回の土砂崩落による災害という認定ではないということで、蛇腹管については今回の災害という対象から外しているということでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

7mぐらいね、直接下の土盤に落ちるわけですよ。かなりの水圧ですよ、あれ。あち

らに大きな穴が空いてもおかしくないですよ。山というのは上から崩れたら、前回みたいに2、3日で取ればすぐ開通できますよね。だけどああいうふうの下の方が崩れると、崩壊すると莫大な金と莫大な時間がかかります。あれそのままにしておくつもりですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員のご質問にお答えいたします。あれはコルゲート管と申します。現状、その管を復旧するということを計画しますと特殊車両が必要になります。それについて見積もりを取ったところ1日当たり10万円必要ですと。それにオペレータが必要ということですから、それ復旧をするよりも、定番の法面の方に受け皿として張りコンをして水圧を分散するような方法がないかということで、現在コンサルと協議をしているところでございますので、そういう二次災害につながらないような対策を今後も図っていききたいと検討しているところでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

場所が難所ということでですね、すぐ完璧な対応はできないようですけど、仮対策でもしていたら凌げるんじゃないかなと。そして、それでもなおかつ災害が続くと本格的な工事をするということでもいいんじゃないかなと思います。大雨のときには、都度、再確認をしていただいてですね、大きな災いにならないように気配りをお願いしたいと思います。

次いきます。阿波連線は何年度になったら開通する予定ですかということですけど、これね村長、私質問するの取り下げようかなと思ったぐらいですけど、5年にかかるだろうと、早くても5年にかかる。令和2年も5、60mですよ、やる予定は。中之橋の取り付けまで云々したら、ざっと見積もっても5年、ちんたらちんたらしていたら10年というふうに見えています。これは次の質問にもちょっと関連するので、今聞いておきたかったんですけど、村長、実際は何年予定していますか。

○ 座間味秀勝村長

村道阿波連線の改良工事が進まなかったのは西の地区ですね。西之橋からけらま産業前ということになります。そこについては1地権者を除いては土地問題についても全て解決しております。1地権者を残すのみとなっております、これについても本年度内には目処が付いているというような状況でございますので、令和3年度末、約2年後の3月末に開通ということでの計画を立てております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

それは村長、スムーズにいったらの話ですよ、あくまでもね。議長、ちょっと休憩します。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

地権者1人の方と言いましたけれど、これなんとか膝を割ってしっかりと話し合いがもうそろそろ必要じゃないかなと思います。書面的な約束も取り付けないといけない時期じゃないかなと思いますけれど、どう思いますか。

○ 座間味秀勝村長

今のこの金額についての話ということで具体的に先方からの申し出等はありませんが、他の地権者については一定の基準のもとに算出した補償料でもって、それを進めてきております。誰か1人だけ特別なという扱いをするのは、たいへん難しことだと思っております。そこは丁寧に説明をして理解を得られるようにしていきたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

前向きな交渉ができることを望んでいます。

次いきます。文化財保護についてでございます。3月でしたかな、新聞にこういうものができましたということで職員2人が新聞に載って、私もちょっと関心があるものですから、何カ所か前の教育長と一緒に視察をしたこともあります。郷友会の方からも、見ましたよ、こういうのはかえって遅いぐらいだよ、ということがありました。文化財保護に、私の意見ですけれど、非常に関心をもたれている新崎直昌教育長が赴任しましたので、いつも私と酒を飲みながらもよく、新垣の碑をなんとかしようと、10年ぐらい前から、その話をしております。私も何度かこの一般質問、たぶん3度ぐらいしました。その結果がですね、やっぱり阿波連線を整備しないことには、今の場所に設置しても移動とか何やらがあって、阿波連線完成後にしか設置はできないということでしたけど、今村長の話ですとあと3年、令和3年には開通の見込みがあるということでしたら思ったより早くできるんじゃないかなと思っておりますけど。これは8年ぐらい前にも、やらないんじゃないかって阿波連線ができてからということでしたけれど、どんなですかね、全く今皆さんの中では白紙になっているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 新崎直昌教育長

初めての答弁でありますので、慣れておりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。今、與那嶺議員から話があったように、私は3年間郷友会長もやっていたんですが、その時にふるさと友の会という組織があって、先輩方が活動しているわけですが、その中で相談をして、どうにか新垣筑登兵衛（アラカキチクドゥン）の顕彰碑を島に建てたいという話をしたら、じゃあ推進委員会を立ち上げてやったらどうかというふうな話だったので、そういうふうにその後、教育長と村長宛に5回ほど要請書を提出いたしました。残ってるファイルを見ると、きちんと整理をしてあって誠実に対応しているというのがよく分かりました。

この新垣筑兵衛の、私が知り合ったといいますかね、触れたのは大学の2年の頃ですから、もう40年ほど前に偶然に郷土出身者海外関係功労者慰霊塔という記念碑に偶然合いまして、それから少しずつ調べていったら、実はこの筑兵衛（チクドゥン）というのは渡嘉

敷間切りの出身らしいと。業績としては当主薩摩に仕えて、薩摩の産業の発展に非常に貢献したということで、墓等も殿様が指定したところに葬られて、現在は吉本というところにあるんですけれども、まだ子孫は健在であります。

そういうふうな中で、何回か、4回、現地に鹿児島に定年退職した後に行ったんですけれども、やはり調べれば調べるほど、当時琉球と薩摩あるいは中国は楫船が税金を薩摩へ持っていったり、中国から貿易をして莫大な品物を運んだりですね、そういうふうなことがあったということなどが分かってきてですね、ますます顕彰碑を建てないなというふうな気持ちになりました。

この度、そういうことで、偶然にも教育長に皆さんにご承認いただいたわけですが、その経緯は、取り組みの経緯としては、教育長やその他の方々から、先ほど與那嶺議員からお話があったように、いろいろ建てる場所とか、そういうものを検討していたようなことも聞いたことがあります。私としては、この顕彰碑は、議員の質問書の中には記念碑と書いてありますけれども、私は顕彰碑だということで要望書を出していますけれども、もしそれができれば、やはり我々の先人の偉大さとか、中国や東シナ海や、あるいは東南アジアまで縦横無尽に航海をしていたそういう勇ましい人たちだということが、きっとこれから育っていく若い人たちにも伝わるんじゃないかというふうに思いまして、この答弁を書いた次第であります。どうもありがとうございました。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

今、立看板さえ、フクギで覆って、そういうのがあるのかという現場の状態であります。それでカビギー（紙木）というのも以前教育委員会がかなり大きな木を管理していたんですけれど、台風かなにかで、それも跡形もないと。だけどその株が調べたら30本ぐらい、まだそんなに大きな木じゃないけど30本ぐらいあります。仮に移設でもしていて保管できたらその碑ができたなら、その側に植えるというのもいいかなと思っています。少なくとも少しは立看板が見えるぐらいなことは、早急にさせていただきたいと思います。

次いきます。コロナ感染症についてでございます。これは世界中で約35万人の方がお亡くなりになっております。その方々に追悼の意を述べながら一般質問していきたいと思っております。以前も対策対応はどうだったかということでしたけれど、これはなかなか形として現れるものじゃありませんけれども、村長の対策に対しては、どうだったかということをお聞きしたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

今般の新型コロナウイルス感染症については、まず沖縄県において1月29日に沖縄県健康対策本部並びに新型コロナウイルス対策緊急専門家会議が開催されまして、翌1月31日に沖縄県知事から定例記者会見において県民に対し、人が集まる場所はなるべく避けることやマスクの着用、手洗い、咳エチケット、アルコール消毒などが呼びかけられた。これが県内での対策の始まりかと認識しております。

村内においては、2月14日に第1回新型インフルエンザ等対策本部会議を招集し、以後これまでに10回の会議を招集しております。その中で船便の船舶の減便や運行時間の変更、村民への注意喚起や1人につき10枚の使い捨てマスクの配布など感染防止の取り組みや感染者が発生した場合の対応などについて検討、実施をまいりました。

これまで村内で感染者が発生していないことについては、村民の生命、健康を守るという観点では対策の成果があったものと考えております。しかし、このことは地域経済活動を犠牲にしていることも事実でありますので、今後、第2波、第3波に備えた対策が必要になると考えております。以上でございます。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

今村長がおっしゃるように感染者がいなかったことは、確かに対策ができたという結果につながるかなと思います。これからも、さっきおっしゃったように、第2波、第3波という話もありますので、気を緩めることなく、今の気持ちを継続してやって下さい。

次、これからのイベントに関してでございます。まず、すぐ来るものとしてはとかしきまつり。イベントじゃなくていろんな行事等もあります。小学校の運動会、夏になるといろいろありますけど、敬老会もあります。今決定している事項があったら、それだけでも聞かせて下さい。

○ 座間味秀勝村長

イベントについてということでございます。5月20日、新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン、これが示されております。このガイドラインに基づき検討した結果、とかしきまつりについては、中止を決定しております。また、とかしきマラソンについては、今月中に開催の可否について判断をしたいと考えております。

ガイドラインの内容についてですが、沖縄県のガイドラインですが、当面の間は緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について、これは国から出された文書でございます。これに準拠して、以下の基準を開催可否判断の目安とするというふうに示されております。屋内イベント、室内ですね、建物の中でのイベントは100人以下で、かつその収容人員の半分以下の参加人数。つまり200人収容のホールだったら100人までというふうな考え方になると思います。屋外イベント、これについては200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できる、これ十分というのは2mという指針がございます。こういったことが定めてあります。この中で、全国的大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は、中止、または延期をするよう慎重に対応するという指針が、ガイドラインが示されておりますので、これに基づき判定をした結果、まつりについては中止という決定をしております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

村長のガイドラインの説明でよく分かりましたけれど、なんかちょっと寂しい夏になりそうですね。まあ、少しずつ、次の方に行きますけれど、イベントの件は今の説明で理解

できましたけど、島の経済の悪化を立て直すという件ですけどね、それはなかなか村長ひとりではどうのこうのできる問題でもないし、島全体だけの問題でもなく、世界各国がこのような状況であります。我々としたら、終息して、一日も早く島の経済が戻ることを願うしかないんじゃないかなと思いますけど、特別なことありますか、村長。

○ 座間味秀勝村長

村経済の立て直しということについてでございます。これについては、国の特別定額給付金や持続化給付金、雇用調整助成金など国の政策のほか、村独自の取り組みとして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全ての村民を対象とした渡航自粛協力金、これ1人1万円のやつです。や、村内事業者を対象に渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、これ1事業者につき10万円というふうにしております。こういった新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けた村民、事業者への経済的支援を行ってきております。

今後は、国の更なる支援について、今、国会で審議中の第2次補正予算、これは11日成立する見通しとなっております。あるいは一括交付金を活用して行う渡嘉敷村観光総合推進事業などの取り組みや、各事業所における感染防止ガイドラインの策定、遵守、あるいは新たな業態への移行、これを推進し、安心・安全の受入態勢を整備するなどし、村民一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

今沖縄県では142名で患者が止まっております。今日で42日ですかね、感染者がいないということです。私個人の意見ですけど、今年の夏場は、今は梅雨時期ですので、夏になると徐々にですけど、こういった回復してきて元の島に戻るのかなというのも非常に期待しております。反面また、やっぱり第2波に対しての恐怖もあります。今までどおり、そういった放送などによる呼びかけ等、あるいはいろんなイベントに関しての村民への気配りも強化しながら、これからまた島が元通りになるよう見守っていただけたらいいなと思います。これで私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2 番 国吉栄治議員

私の質問ですが、まず、コロナ対策についてということで、いま起こっているコロナですが、本村ですね、いろいろ、先ほど村長もおっしゃっていたとおり給付金等、早い対応いただきましてありがとうございます。いま現状出ているものもございしますが、これから追加支援事業ありましたら、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

これまで新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みで、経済的、精神的な不安などの

影響を受けた村民及び事業者への支援について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した渡航自粛協力金や事業者支援協力金などの給付を行ってまいりました。

追加の支援事業については、先ほども述べましたが、国の第2次補正予算が11日成立の見通しでございます。これを受けての対応、対策が主になるかと思いますが、引き続き村民及び事業者の健康や雇用を守り抜くための支援策について検討を始めるよう、先週6月3日の日に各課に指示を出しております。今後検討していきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ぜひ、やはり先が見えないことと、あと結構変化が発生してしまう事項なので、こちらの方、早めに村民に伝えていただければいいかなと思います。

続きまして、今回のコロナの影響により、皆さんご存じのとおり島内多くの事業所が休業になっておりましたが、あと島の公共交通機関、船の方もだいぶ売り上げの方も影響が出ているというふうに伺いまして、あと船の方は国の方から補助金があるというふうに伺っているんですが、島内の方にバス事業所さん、こちらも公共交通事業所となっておりますが、こちらの方も船の時間に合わせて、お客さんいない中で出されているという状態なんですが、こちらの方の補助など他で考えていらっしゃいますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

それではお答えします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため渡航自粛要請により村営定期船の減便、または運休に伴い多くの事業者が休業する中、運行を継続しているバス会社等への支援については、新型コロナウイルス感染症対応に関連する国の第2次補正予算の成立を踏まえて、先ほど申しましたが今後検討していくということを考えております。このことについては6月4日の日にバス組合の玉城氏と意見交換をしておりますので、それを踏まえての対応を検討していきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。やはりこちらの方も人件費等は雇用調整助成金等、国の方で補助されておりますが、やはり燃費という部分は常に発生していて、その分他の事業者さんと違って営業している状態なので、どうしても固定費というかたちで重くのしかかってくると思いますので、そこらへんの燃料費等を目安に入れて補助していただければ、今後も公共交通機関の確保ができるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、今回お話いろいろ出ておりますが、先ほども挙がりましたが、今後本村で、一番考えたくない事態ですが、コロナ患者が発生した場合とか、そういった場合に船の運航や、そういった休業要請を検討するとか、そういった点を踏まえて村独自のガイドライン、先ほどは沖縄県のガイドラインに則って対応しているという話でしたが、今後会議を開いていくなかで、村はどういうふうなかたちでやっていくか、そこらへんのガイドラインをお考えでしたら、教えていただけますか。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。これについては国の緊急事態宣言や沖縄県の方針、これに沿った対応を基本とするということを考えております。具体的に村としてどのように行動していくかということについては、平成26年6月の議会に報告をされております渡嘉敷村新型インフルエンザ等対策行動計画、これに基づくこととなります。しかし、現在、この行動計画の見直し、現状に少しそぐわないといった部分もございますので、見直し及び本行動計画に沿った具体的な取り組みのガイドライン、これを策定する作業を行っております。渡航の自粛の判断基準については、このガイドラインの中でお示しをするということになるかと考えております。今月中、6月中にはお示ししたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

まさにおっしゃっていたとおり新型コロナウイルスって普通のインフルエンザとは違って、やはり感染力が非常に強いので、またそれに合ったかたちでガイドラインを決めていただいて、告知の方、やはり村民の方々、知らないという方も結構、この一連の流れの中で情報が、うまく伝わっていない方もいらっしゃったので、ホームページ、そして村民日より、放送含めて統一性をもって情報を伝えていただければ助かるのかなと思います。

それでは次の質問にいきます。阿波連生活館の使用についてということで、阿波連区に対して阿波連生活館の使用料請求願いが5月28日、阿波連区の役員会場で提出されております。こちらの提出の経緯をお伺いしたいということで、まず、協議されたメンバー、そして協議されるまでの過程ですね。特に括弧で付け加えているんですけど、渡嘉敷村使用条例の4条をどのように解釈されてお決めになったのかという点でお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問の中に、阿波連区に対してとありましたけれど、これは阿波連区だけに対してのことではございません。公共施設の使用料につきましては、これまで渡嘉敷村使用料条例がございますが、これの免除規定、第4条が免除規定になっていますが、これにおいて各種団体からの免除申請によって免除を行ってきております。現下の村の厳しい財政状況等に鑑み、今年度から各種団体等一律に条例に基づく使用料の徴収をする方針を私の方で打ち出しております。そして使用料の納付をお願いしているところでもあります。

しかし、今年度このコロナウイルスの問題がございます。6月1日の庁議で協議をした結果、このコロナウイルスでの経済的影響を考慮し、区及び村の補助対象団体の使用については使用料を免除することとしております。その通知を行っております。

決算の過程ということについてですが、先ほど申し上げました私の方で方針を打ち立て、それを担当者、主観課長等が決済をして、最終的に私が決済をするという流れとなっております。

減免に関する解釈ということですが、減免に関する第4条の規定は、村長は前2条の規定、前2条というのは徴収をするという規定ですが、この規定に関わらず、国又は地方公

共同体が直接そのように供するとき、その他、特に必要があると認めるときは使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができるという規定になっております。特に必要があると認めるかどうか、これが判断の分かれ目になるというふうに考えております。

○ 2 番 国吉栄治議員

こちらじゃあメンバーの方は村長を中心に担当課長さんと一緒に話し合われたということとでよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほども答弁しましたとおり、私が方針を打ち出して、それに従っての処理ということになっております。みんなで協議をして決めたということではございません。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2 番 国吉栄治議員

村長、先ほどお決めになられたということで、結局取り下げたと、要はこの案件を取り下げたというときは庁議を開かれて取り下げたということなんですが、そうすると前段階では庁議されなかった理由というのは、何かあるんですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、村の厳しい財政状況がございます。現予算においては2億7千万円余りの財政調整基金を取り崩す予算が今執行されつつあるという状況でございます。そういった中で、少しでも収入を得られるものは得る、歳出は抑えるという努力が必要という考えから、そのような処置をしております。

○ 2 番 国吉栄治議員

いま聞いて分かったんですが、やはり庁議をするとその分人件費が発生しますし、何よりも徴収理由が、それは僕も確認したんですね、載っていましたので、財政難ということで。ただ、区のために集まる集まり自体は、これどうなのかと思えますけど500円徴収ということで、だいたい年に4、8回ですか、実際は4千円ということで、そこを云々というよりは、例えば村長のお時間だとか、再協議する人件費とかを考えたら、やはりこの点はですね、何が言いたいかといいますと、一度関係者の方とも会ってお話されてから、要はお一人で決めると、今まであった歴史の流れとか、いろいろありますし、その点含めてまずは協議されてからお決めになった方がいいのかなということを思いますので、その点今後気をつけていただきたいと思います。以上で私の質問を終了いたします。

○ 玉城保弘議長

これで2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3 番 新垣一史議員

おはようございます。早速ですが、通告書に基づいて一般質問に入らせていただきます。まず、渡航自粛中の船舶の増便について伺います。新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月末日まで防災無線を使って村内放送で渡航自主の呼びかけがされていましたが、自粛期間中の5月16日、24日、28日、島内から日帰りできるというふうに伺っていますけれど、フェリーの増便がありました。自粛中ということもあり、村民の中には、自粛って解除されたんですかって聞く人もいらっしゃいましたし、増便の放送の直後に自粛という放送もしているということで、混乱されている方も結構いたんですが、こういった経緯で増便することになったのかというのをまず伺います。

○ 座間味秀勝村長

沖縄県の緊急事態宣言が4月20日から5月6日までを期間として発出されたことを受け、島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月25日から5月10日までの間、高速船を運休し、フェリーを泊港発10時、渡嘉敷港発13時とする運行体制として、その後5月11日から5月末までの間は高速船を運休、フェリーを泊港発12時、渡嘉敷港発14時30分という措置をとっております。

この措置により、島外からの渡航を抑えることができましたが、同時に村民の渡航も抑えることになっているということから、本島でのホテル宿泊や長時間滞在での感染リスクを避けながら、必要な用事をできるよう配慮が必要という観点から、島から日帰りができるように設定をしております。

○ 3番 新垣一史議員

増便に対する理由というか、それはいま聞けたんですけれど、それを決定するにあたってどういった話し合いがもたれたのか、どういったメンバーで話し合いがもたれたのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

これについては私の方で発案をしました。そして副村長と協議をして、最終的には船舶課長の方に指示をして、この対応をとっております。

○ 3番 新垣一史議員

村長発案で副村長、船舶課長、3名の話し合いの中で決まったということですが、渡航自粛中で、あくまでも村長の今おっしゃった島民が長期滞在しないと那覇での用事ができないということも考えて、フェリーは一応コロナ対策会議で繰り下げ便にして午前中に金融機関等を回れるように、1泊ということにはなりますけれど、そういう対策をとったと思います。住民から要望があつて行つたと思っていたんですけれども、住民からの特に要望があつたということではないんですか。

○ 座間味秀勝村長

直接私のほうに住民からの要望も数件入っております。

○ 3番 新垣一史議員

この3日間について利用者数について伺いたいと思います。

○ 我喜屋元作船舶課長

新垣議員のご質問にお答えいたします。延べ人数でよろしいですか。渡嘉敷港発の旅客が121名、車両が17台。泊港発の旅客が169名、車両が28台となっております。

○ 3番 新垣一史議員

手元に増便したときの8時30発の渡嘉敷からの人数だけというのは手元にデータあるでしょうか。自分は一応持っているんですけども、議事録に載せるためにもお願いします。

○ 我喜屋元作船舶課長

詳細ということですよ、5月16日、渡嘉敷発1便が大人32名、子ども6名、車両大型1台、普通乗用車2台。渡嘉敷港発2便が旅客大人6名、車両1台。泊港発旅客が大人36名、子ども6名、車両大型2台、普通車2台。5月24日、渡嘉敷発1便、旅客大人9名、車両が普通車1台。渡嘉敷発2便、旅客大人17名、車両が普通車2台。泊港発旅客大人56名、子ども6名、車両6台。5月28日、渡嘉敷発1便、旅客大人38名、子ども1名、車両10台。渡嘉敷発2便、旅客大人12名、車両なし。泊港発旅客大人64名、子ども1名、車両大型2台、普通車16台となっております。

○ 3番 新垣一史議員

決まったのも急でしたし、告知もあまりできていないということで、やっぱり利用者少ないですよ。特に先ほどおっしゃっていたように村民から数件の要望があったということで、あとアンケートということで村長の方から渡嘉敷西チーム、体協ラインの方に、もし増便した場合、利用される方いらっしゃいますかというアンケートが回ってましたけれども、回答したのが8名で、その8名とも、いや、いま那覇に出るつもりはないです。自粛という気持ちが村民に浸透した中で、先ほど国吉議員の質問のときにも使用料の質問のときに、村財政の厳しい状況、これまでの議会でも出ている中で、先ほど2億7千万円の基金の取り崩しの話がありましたが、住民の数件の要望と、あと3名で話し合っただけで決めたという、このどう考えても赤字の運行、これを決行するというのは、その3名の話し合いで行っていいのかわかると思うんですけども、本来ならコロナ対策会議とかで前もって決めて、十分な周知をしてということや、村民の一定数以上の要望があったとか、そういうのがあればいいんですが、住民の意見から聞いても、これが出てよかったという意見よりも、どうしてこういう増便があるの、という声しか今のところ僕は聞いていないので、それについてどうお考えか聞きたいです。

○ 座間味秀勝村長

新型コロナウイルスに関する対応、対策というのは事前に分かっていることではなく、その時その時の状況によって判断をしていっているというのが現状でございます。この増便ということについても、例えば学校が20日過ぎ22日からでしたかね、始まるとかといったそういった前提条件もありましたので、どうしても用事がしたいというような方もいる

のではないかという考えからでございました。結果、多いか少ないかということについては意見が分かれるところというふうに考えますが、告知から、告知の仕方というのは通常放送等でもやっておりますが、この判断について、いちいち全てが庁議や対策会議に諮れるというタイミングでもないというようなこともございますので、そこは臨機応変に対応する必要があるのかなというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

臨機応変にというのは、もちろん分かるんですけども、先ほどから言っている財政難という中でやっぱり船を走らせるだけで赤字が今出る状態ですよ。そういったことも鑑みると、これは臨機応変にというだけではちょっと厳しいのかなと思います。なのでやっぱりこういったことは事前にコロナ対策会議等、そういうものがありますので、その時に話し合っただけで今後決定するというようにしてほしい。今の運行状況だったら大丈夫なんですけれども、もし第2波、第3波がきて、以前のような運行時間になったときに、もしそういう臨時便を出すというときには、そういった段取りを踏んでいいのかなと思うんですけども、村長はどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど言いましたように、これまでにについては非常に時間の切迫した中での判断ということでございます。先ほど国吉議員の質問にもありましたけれど、今後はガイドラインを示していくということになりますので、その度に対策会議を招集するという話でもなくてガイドラインに基づいて対応していきますというようなやり方にしていきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

では今月中にできるという、そのガイドラインと、あと、どうしても3名で決めたというのは少ないと思います。もう少し他の、さっきの国吉議員の話にもなるんですけども、もう少し意見を聞いたりとか、やっぱりどうして出したんだという村民の声も上がっている、僕が聞いている中でその方が多数で、私ごとですが、毎日仕事で港に荷物を取りに行くものですから、その時に急に知った村民の方から、自分たちが荷物を早く受け取りたいから増便にしたのか、早い便にしたのかと言われたこともあるぐらいです。それだけ村民の方に理解を得られていなかったんですね、この増便に対して。そういったことも考えて今後ガイドラインに沿った内容で、いろいろと決定事項というのを決めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。新型コロナウイルスに対する今後の取り組みについて伺いたいと思います。段階的自粛解除に伴って、少しずつですが島外から観光客の受け入れをしていますが、島内での現在の医療態勢や検査態勢、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

医療態勢、これ渡嘉敷診療所の方へ確認をしておりますが、医療態勢については特に新型コロナウイルスに特化した医療態勢ということではないと。通常の診療態勢であるということでございます。検査態勢については検査キット等の導入は今のところ予定はしていないということでもあります。感染の疑われる患者については南部保健所と連携をとり、対応していく方針であるというふうに聞いております。村としては今後開発されていくであろう新しい検査方法、検査態勢、こういったことが整うよう沖縄県に対しては要望していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

特に特化した医療態勢はとっていないということなんですけれども、先ほどおっしゃられていた検査キットの導入は、とりあえず今のところはないということなんです。6月2日に厚労省の方でも、鼻からの綿棒を使った粘膜を採取して検査よりも簡易にできる唾液を使った検査キットの方が同じような効果がある、条件付きですけれども、同じような効果があるということで発表がありましたけれども、村内の観光業者の方等も、こういったニュースを知っていらっちゃって、やっぱりこういった島外からお客さんを受け入れますと感染のリスクというのは島内で自粛しているよりも増えてくるので、もし何かあったときに感染拡大を防ぐためにも、あとさっき村長がおっしゃっていた安心・安全の受入態勢をお客さんに言えるためにも、この検査キットの導入を村の方でできないのかなという声もありましたので、今後検討していくという先ほどの話だったんですけれども、今のところはまだ検査キットをどうやって導入するか、国、県から下りてくるのを待つか、こちらから要請して取り寄せるのかとかは、まだ話し合いはされていない状況ですか。

○ 座間味秀勝村長

この検査キットなるものが、これ素人が取り扱いできるものなのかどうかといったことも含めて、今後、検討する必要があると考えております。

○ 3番 新垣一史議員

一般の方が使うということではなくて、診療所等に配備して、厚労省の方も効果というか、これで医療従事者のリスクも軽減できる。例えば鼻からの粘膜採取ですとどうしても目の前でマスクを外して中に綿棒を入れて、そうするとくしゃみが出たりとかで直接従事者にかかるということもあります。防護服を着たりとか、そういったので防ぐようにはしているんですけど、それでもやっぱり移るリスクはあります。ただ、唾液検査だと自分で取って渡して、しかも検査が30分ほどで結果が出ると。調べたところですが、ネットとかで調べた情報ですが、今の島の検査だと、島で検体を取って本島の方へ送って、その検査結果が出るのに数日かかると。それだとまだ陽性か陰性か分からない方は、その間島内で過ごしたりということになりますよね。そういった感染拡大防止のためにも短時間で安全で分かるキットというのは、こういった離島には特に必要なのかなと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど最初に答弁しましたとおりですね、今後開発されていくであろう、新しい検査方法という中に、この唾液の検査キットも含まれているというふうに理解します。こういったことも含めて有効な検査態勢が整うよう沖縄県の方に要望していきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

分かりました。できるだけ早めの導入が必要かと思いますので、もし情報がいろいろ入ってきたら、その都度の県への要請とかを早めにしていただければなと思います。

次の質問、2つ目の質問は先ほどの国吉議員の質問と被っていますので、ガイドラインに沿ったふうに決めていくということなので、その次3つ目、島で感染者が出た場合、また来島した人が帰った後に感染していると分かった場合、どうしても船舶を使っていたりとかして、どこで誰が接触しているか分からない。船の方にもどこに座っていたとか、どこに菌があるのかとか分からない。そういった状況が予想されると思います。これは今に始まったことじゃなくて、コロナ対策の話が出たときから、あると思うんですが、この次にできるガイドラインじゃなくて、今、村の方でもしそういったことが起こった場合に、例えば船舶の検査のため、消毒のため、あとは船員の検査のためにどれぐらい時間がかかるとか、どういった態勢で運航する、そういったのが決まっているところがあれば教えて下さい。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁したとおりなんですが、現時点で具体的にこういった場合はこうするといったガイドライン、行動計画等は定めがありません。これを今月中にはお示ししたいという考えでございます。

○ 3番 新垣一史議員

コロナ対策の話がこれが大きくなった前回3月定例議会の頃まで、まだそこまで大きな問題だとう認識が皆さん薄かった、私自身も薄かったんですけれども、そういったこともあって、その後緊急警戒対策がでたりとかで、もう4月からは登校自粛、そういったことにもなってきたんですけれども、現時点でまだ6月中に決めるガイドライン決まっていないというのは、少し遅いかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘のとおりだと思います。これまで平成26年にも、この行動計画を報告をしておりますが、そのときの詳細なガイドライン等が作られていなかったということもございます。発生してからこれまでというのは対応感染防止対策対応等に追われているというような状況でございますので、これを具体的に検討するという時間もなかなかないということでございましたので、今後6月中にお示しをしたいというガイドラインについて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

島内での感染者、または帰島した方の感染者が出てからでは遅いと思いますし、村長も今おっしゃったように遅かったということなので、早めに決定していただいてガイドライを、村民がみんな共有して理解しあえるようにしていただきたいと思います。

4つ目の質問に移ります。教育現場ですね、今後の保育所、幼稚園、小中学校等の休校または学級閉鎖というんですか、学級だけの休みとか、そういった対策基準等があるのかどういったものを検討しているのかというのをお願いします。

○ 新崎直昌教育長

この幼稚園、あるいは保育所、小中学校の休校等の基準対策を伺うということですが、この基準と対策については、教育委員会で「渡嘉敷村立小中学校版感染症予防ガイドライン」これですけれども一応教育委員会議で案を作成をしておりますが、できるだけ早く関係者には周知をしておくようにやっていきたいというふうに考えております。内容ですけれども、児童生徒に感染者が出た場合、原則として学校全体について14日を目処に臨時休校を行います。児童生徒が濃厚接触者となった場合、原則として臨時休校は実施しないが、必要に応じて実施を検討する場合があります。また、教職員の場合も同様に前回の休校措置のように沖縄県の非常事態宣言による要請や教育委員会からの通知により臨時休業を行う場合があります。保育所、幼稚園につきましては、園児、教員が感染者、濃厚接触者となった場合については、小中学校での対応と同様になるわけですが、要請等があった場合、これは前回の休校期間と同様に受け入れを行うことも考えられます。一応そういうことでありますが、この内容についてはちょっと長すぎますので、できるだけ皆さんの理解がいただけるように周知していきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

既にもうガイドライの方ができていて、休校の基準のところも決まっているということなので、今おっしゃったようにガイドラインの周知ですね、それをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。先ほど與那嶺議員の質問の今後のイベント等にもありましたけれども、とかしまつりについて伺いたいと思います。6月4日に村ホームページの方でまつりの中止が発表されていましたが、5月21日付けでホームページの方に、まつり運営業務〔企画提案〕の事業の募集があり、28日には、その事業の中止がホームページに掲載していました。ホームページで、まつり中止が発表される以前に運営業務の事業中止の発表がされて、それでまつり中止になるんだと知った方も多かったんですけれども、この周知の仕方と、あとどの段階で、どのようにまつりが中止決定したのか経緯を伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの質問にもございましたけれども、5月20日、沖縄県が示したイベント等に関するガイドライン、これに照らした結果、募集をかけている日程、開催方法等について、この

方法では新型コロナウイルス感染拡大を防ぎながら取り組むことができない。との判断から募集を一旦中止をしております。その後、6月4日の臨時庁議を開催し最終的にまつりそのもの中止ということを決断をしております。

○ 3番 新垣一史議員

6月20日に出たガイドラインに基づいてということですが、28日に事業中止というふうになっているんですが、5月21日に募集を出していますよね、ガイドラインが出た後に募集を出して、その後1週間時間が空いて、これをちょっと聞いた話なんですけれども事業に参加されようとした業者さん、提出書類を準備して提出した日なのか、その準備ができた日ですかね、この28日というのは。に担当の人から電話があって事業中止になりましたという一言で終わったという話を聞いたんですね。この20日にガイドラインが出て、21日募集、28日に事業中止、それまでの間、まつりに対する話し合い持っていなかったとか、中止決定していなかった、それを受けて業者は動くわけですよね、参加しようとしている業者は、そういったこともありますし、この時期に業者も決定しなくて、もしこのコロナがなかった場合、とかしきまつりの運営に着手するのは、ちょっと遅いのかなと思うんですけれども、そのへんについてどう思いますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。公募をかけた日の夕方に、県のガイドラインを確認することができました。ですので、この公募をかけた仕様書の中には、このガイドラインについての記載をしていなく、ガイドラインに沿った企画の提案ができないものだというふうに考えまして、業者の方には直接連絡を入れまして、今回の募集の仕様書の中にもコロナ感染対策についてという記載がないものですから、今回は取り下げをしますと、新たな方向性が示せば、そのときに連絡をいたしますということから取り下げをしたものでございます。

○ 3番 新垣一史議員

募集を出した21日の夕方に、ガイドラインの方を確認したということですが、村長名で事業者の人たちに通知を出したのが28日付けになっていますよね、その1週間時間があったという理由は何でしょう。

○ 玉城広喜観光産業課長

質疑にお答えいたします。1週間という期間がございましたが、その中で担当、それから補佐、私も含め、このガイドラインに沿ったまつりが可能なのか、いろいろ協議をしまして、確か27か28だったと思いますが、副村長はじめ、協議をして最終的な判断をしたということになります。

○ 3番 新垣一史議員

事業中止をそういった経緯で決めたということですが、事業中止イコールまつりの中止ということですかね。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。その時点では、まつりの中止というわけではなく、ホームページも掲載をしておりますが、企画提案事業の中止ということになります。

○ 3番 新垣一史議員

すみません、まつり中止では直接ないということは、その時点では事業を中止の時点では別のかたちでのまつり開催もありうるということだったのでしょうか。どういった開催方法とか、そういうのが考えられたのかというのがもしあれば伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。その中止を決定した後に、6月4日の庁議で今後のまつり、まつりという文言にとらわれず、イベントが開催できるかということをいろいろはかりまして、その庁議で今年度においては、第2波、第3波予測される中で日程を設定したイベントが、開催が難しいと見込めないということから今年度はまつりも中止をしたということになります。

○ 3番 新垣一史議員

では、28日から4日の期間の間は、特にまつりの代案とか、そういったものはなかったということですね、わかりました。

次の2番の質問に移ります。今のまつりの中止の決定とかにも関わる話なんですけれども、とかしきまつりの総会、今まであった、とかしきまつりの企画運営部会を開催したというふうに伺いましたけれども今後こういったまつりの中止とか、そういう運営に関するということというのは業者や学校とか、商工会とか、そういった団体ですね、また村民のこういった関わり方ができるのか、意見を出す場所とか、そういったのはどういうふうになるのか、こういったお考えがあるのか、聞かせてください。

○ 座間味秀勝村長

このとかしきまつりについては、令和2年度に、今年度ですね、一括交付金を活用した企画提案をしていただくと、いわゆるプロポーザル方式で実施をしていくということで予算を計上しておりました。そのため3月17日、まつり実行委員会、これまでのまつり実行委員会については解散をしております。企画提案については村民の意向が反映されるよう、提案事業者の要件、提案できる事業者の要件として、村内に営業所を置くものを含めるということを条件としておりますので、こういった企画提案の中で村民の意向が反映されていくというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

企画提案をプロポーザルを受けるという会社の方で出してきた、それを審査するということですね。その企画とか、そういったものを村民が目にすることはできるのでしょうか、業者選定までは担当が行うというかたちですかね。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。企画提案をする場合は、村のホームページで、その企画提案する内容の方も掲載をして、どういう趣旨でこの事業を進めていくかということを提案した中で募集するということになりますので、それを村民が確認することは可能でございます。

○ 3番 新垣一史議員

趣旨説明とかそういったものは見えると思うんですが、まつりの内容に関しては、その企画業者さんの企画が村のまつりに沿うかどうかというのを判断して決めるということだと思うんですけれども。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。企画提案がされた後の話だと思いますが、その後はプロポーザル審査委員会というのがございます。その委員会でその内容を図って業者設定をするということになります。

○ 3番 新垣一史議員

この審査委員会を持つということなんですけど、審査委員会にはこういったメンバーが入るとか、一度募集をかけているぐらいなので、そういったメンバーとかの選定は決まっていたんでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。その事業ごとですね、プロポーザルの審査委員会要項を作成しまして、ほとんどが副村長を中心に課長のメンバーで委員会を開催して協議をしていくということになります。

○ 3番 新垣一史議員

行政職員、課長級以上の職員の人たちの話し合いで決まるということだと、村民の意向とか、そういったものは伝わりにくいかなと思うんですけれども、そういったいろんな村の協力団体とか、そういった方たちの参加、まつりに対する、今まで関わっていた人たちとかですね、特に、そういった人たちの参加というのは考えていなかったんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

このプロポーザルの審査ということなんですけど、これまで村が直接実施をする事業等についてがほとんどでしたので、村の事業ですね、要するにまつりのようなこういった事業をプロポーザルでやるということ、これまでなかつたものですから、その審査態勢ということにはご指摘のように村内の事業者、あるいは事業団体との意見が聞けるような審査態勢といえましょうか、そういったものを今後検討していく必要があると考えております。

○ 3番 新垣一史議員

他の委託事業とかと違ってまつりとか、イベントというのは、やはり住民の方の意見というのは大事だと思いますので、そういった意見を拾い上げられるような態勢、それを作って動く。あと、やっぱりまつりに向けての動きが少し遅いのかなと思います。今回は中

止ということになりますけれども、もしコロナがなかったら果たして間に合っていたのかなというふうに思いますけれども、村長はどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

今回については、コロナがあったからこういう状況になったというふうに考えております。先ほども言いましたけれども、私の行政報告の中で報告しましたが、コロナ対応のための職員も入れないと対応ができないというような状況でございます。それを3月以降、3月、4月、5月までは既存の職員で対応しておりましたので、なかなかそこまで手が回らないという状況がございました。これについては今度、事業執行体制等も含めて検討していきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

こういった状況でなければ間に合っていたというお考えだと思うんですが、やはり時間がかかることなので、本来なら前回のまつりが終わって直ぐにでも、こういった話し合いをもって、1年かけてでも準備をしていくとか、そういった段取りが必要だったのかなと思います。今回は中止ですけれども、次年度この状況でまだどうなるかわかりませんが、様子を見ながら早め早めのこれまでもずっと長年続いてきているまつりですので、これを楽しみにしている村民、観光客も大勢いらっしゃると思いますので、準備等できるだけ早めに行えるように、様子を見ながらでるけれどもやっていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。大雨等暴風等水害について伺います。先ほど與那嶺議員が土砂災害の話もされていましたが、5月2日の集中豪雨の際に大谷辻の歌碑、金のカーラの間の水田ですね、一段下がっている水田、與那嶺議員からあちは「ソーラヌマガイ」と言うんだよって通称教えていただきましたけれども、「ソーラヌマガイ」の水田が冠水していました。原因と対策を伺いますということだったんですけども、原因の方はいろいろ調べたりしてみて、金のカーラから流れてくる水と渡嘉敷川源流の方から流れてくる水がぶつかって、その先が川幅が細くなっているんで、そこから水が入ってきているを確認している写真とかもあったので、それが原因なのかなと思うんですが、村の方で原因と対策について伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問の件は5月2日のことであると思います。この日午前10時から午後3時までの5時間、この5時間で153ミリという降水量を島内の雨ですが観測をしております。新聞では渡嘉敷村において5月の観測史上最大となる雨量を観測したという掲載もございました。ご指摘の農業用の排水路及び小水路、小水路というのは山手川をいくのが小水路、水田の中をいっているのが排水路というふうに分けておりますが、これの容量を大きく処理容量、排水容量を大きく上まわる雨量があったことと、排水路そのものが堆積土砂や雑草により十分機能しなかったということも要因と考えております。水路の堆積物の除去については現在沖縄県土地改良事業団体連合会に維持管理適正化事業にかかる調査を要望をし

て対策を講じることとしております。

○ 3番 新垣一史議員

県の方に対策を講じるということなんですけれども、これからまた雨が降ったり、台風が来たり、大雨予想されたりします。5月の今までの記録を更新した雨量だったということもあると思うんですが、あそこで田んぼをされてた與那嶺議員に伺ったら、前にも何回かこういうことがあると伺っています。なので早急な対応、今このような状況で県にもう直ぐに対策に出れるかと思ったら、難しいかと思うんですけれども、村の方でできそうな対策とか、例えばけらま産業から金のカーラとの合流点までの間だけ川幅狭いですよね、あまり整備されていないというか、田んぼの方は道が造られているんですけれども、山手側の方は手つかずで木がもう生い茂ってきている、そういったものに物が引っかかったりとか、川底が浅かったりとか、そういったこともあると思います。そういったものを村独自の対策、何かできることがないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。渡嘉敷川につきましては、沖縄県の管理となっていることから、村としては県の方に要請をしているところでございます。県の財政的な厳しい中ですので、できるだけ外部資金を活用して、整備が図れればと思っておりますので、早急な対応ができるような要請を今後も行っていきたいと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

県の対応を待つだけでなく、さっき言ったように横側の方に出てきている樹木の伐採とか、そういったものは、やっぱり県の許可が必要なんですか。そういったことも、村独自に、例えばその作業をするということは可能ではないのでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。河川管理は県となっておりますして、河川沿いの管理道路等についても、県が管理することとなっております。草刈り等においても何年か前には実施したということを確認しておりますが、今けっこう繁茂しておりますので早急な対応していただけるように、県に要請をしたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

県へ要請ということで、次の質問にもかかわってくるんですけれども、特に村の方ではできるような簡易的なものでもいいんですけど、そういった対策は準備されていないということですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

現在、村長とも協議をしておりますが、まず先に県に要請をして、県の動きを確認したいということで考えております。またそれに伴いまして先ほどの村長が申しました農道の排水路等については、来月県から視察に来るということも聞いておりますので、なるべく早く県の方を動かすような要請をしていきたいというふうに思っております。

○ 3 番 新垣一史議員

来月、県の視察予定とかもあるということなんですけれども、前回の冠水の時には向こうで農業をされている方とも話したんですけれども、対応直後の苗だったのでたいした被害ではないということだったんですが、この先、収穫直前とか、そういうことになるとう結局、稲穂がぶつかってしまうと、もう汚れて臭いが付いたり、それを洗い流しても、その臭いが取れない。前年2月でしたか、1月か、村長の方でも島の農業を考えるとということで、いろいろ農業に対して力を入れていると思います。今水田をもう放棄されている方が多い中、そういったことに携わっている人もいらっしゃいますので、ただ県の対応を待っているだけでなく、村独自の何かできることというのとも考えて対応していただきたいと思っています。

次の質問に移ります。台風関連の水害なんですけど、2018年12月定例議会で、私が質問あげてますけれども、台風被害による渡嘉敷川周辺の高潮被害で、住宅の床下浸水、店舗の浸水があり、そのとき対応伺ったところ、施設管理者の沖縄県に被害状況を報告して対策をお願いしている。河川港湾班が現場を視察済みという回答だったんですけれども、その後何か変わったふうに見られないので進捗状況を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。この件につきましては、沖縄県の南部土木事務所へ確認しましたところ、これ災害のあった2018年の現地視察に来ていただいています。その後、継続して検討をしているということですが、沖縄県の方ですね、現在、具体的に示せるような策はないというような状況であると回答を得ております。これについては来月開催予定の令和2年度沖縄県土木建築部との行政懇談会に要望事項としてあげておりますので、そこでも早急な対策を図れるよう要望していきたいと考えております。

○ 3 番 新垣一史議員

村長の答弁で、確認したところという文言があったんですけれども、今回、自分が通告書を出したことで確認をしたんでしょうか。今まで県からの回答がないとか、行動がないということに対して要請を頻繁にしていたとか、そういったことはなかったでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。要請をしていなかったかということでございますが、昨年度も県の方から河川課職員何名か、島の状況視察に来ておりますが、別件では来ていたものですが、高潮については現場で説明をして対策を講じていただきたいということは口答で申しております。

○ 3 番 新垣一史議員

現在のところ、県では具体的策がないということで、放置されているということになるんですかね。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。河川課の方で今具体的な策はないということを言っておりますが、総合的な考えの元から、昨年、説明会も開催いたしました。渡嘉敷港の静穏度を安定させるために沖防を造るとか、そういうこともありますので、やっぱり波の入ってくるものを抑制できれば、そこも高潮災害を防げるのかという県の考えもいろいろございますので、総合的な判断をしているということで見解を受けております。

○ 3番 新垣一史議員

新設の波除堤3月に質問出させていただきましたけれども、説明会のときにも県の方の説明や玉城課長とも直接話して、渡嘉敷川の方にうねりが入って来るのは少なくなる、軽減されるだろう、被害は減るだろうという話は伺っているんですけども、今このような状況の中で、結局3月の波除堤の質問のときに第2回目の準備説明会もまだ目処がたっていない、結局作業、波除堤の工事も今進んでいない状況ですよね、説明会開いていないので、しかもあの大きなものを造るとなると、相当な時間がかかるかと思います。その中でやはり台風は毎年来ます。高潮にあたる、そういう悪い条件が合致することも考えられます。村独自の事業では難しいと思います。管理者である県の方に要請していいというかたちにはなると思うんですけども、来月、その話し合いができるということなので、強くこういう被害があったということを県の方は存じていると思いますけれども、そういった対策を港内とまた同じような被害が繰り返し起きる、やはりそこで生活している方もいらっしゃると思いますので、そういうことが早く解決するように、もう少し強く要請をして早めに解決していただきたいとお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

新型コロナウイルス収束後の観光客受け入れに対する準備について、本来なら海水浴シーズンに入ろうとしている時期ですが、今年は海開きもできない状況の中で観光客受け入れのためのビーチ周辺の草刈りや清掃ビーチ周辺の環境整備などをする必要があると思いますが、まずひとつバス乗り場周辺の側溝の掃除「草がはえて花鉢みたいになっている」という感じで書いていますけど、この場所はバス広場の周辺ですけど、本当の観光客がいっぱい溜まる所ですけど、排水の側溝、5、6年か7、8年かわかりませんが、前にも掃除をしているのを見た記憶があります。側溝の上部まで砂が溜まってグレーチングの編み目から植物が顔を出しているという感じ、見ても良い感じがしないような花鉢に植物が咲いているみたいな感じでもありますけど、これは過去にもやったことがありますよね。何年前でしたか、やってからそれから全然触っていないという感じですか。答弁をお願いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。前回の側溝清掃がいつかということですが、大変申しわけありませんが調べてはおりません。しかし今回ご指摘がありましたものですから、現場の方は確認しております。前任者にも確認しましたが、その部分だけ側溝がかなり浅くなっているということで、また台風1回来れば直ぐ埋まるような状況ということです。今回また調査を入れまして予算を編制して実施したいというふうに考えているところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

浅いという感じではなくて、砂が入って、それで植物がはえているという感じだから見た目いいものではないですから、これをできるだけ早く掃除するなり、後は毎年のことみたいな感じですから、何年に一遍はここを掃除するみたいな感じで考えてほしいと思います。見た目は良くないということは誰が見ても良くないです。これは観光客に見せないような感じで、ましてや排水が全然流れていないという感じですよ、あんだけ砂が入ったらね。排水溝、側溝が全然活用されていないという感じですから、それを早めにやって排水がスムーズにいくような感じにしてください。

次にビーチに降りるスロープの割れ目の補修、阿波連ビーチに降りるときのスロープのコンクリートが割れているというような感じの年数経っているんでしょうね、このコンクリートは。割れて凸凹みたいになっているんですけど、そういうのも補修してもらえればいいと思いますけど、ちょこちょこ、4月の予算の補正に入れてますよね、びびたる金だったけど何か、それを活用してやった方がいいと思います。もしくは全体的に補修するのもいいかなと思っているんですよ。コンクリート自体がもう年数経って、何か黒石とかマンサーばかり出ている感じの見た目もいいような感じでみられません。全体的に補修することも考えられます。それについてちょっと一言。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘のスロープのひび割れということについてはですね、セメントコンクリートを利用して、このひび割れの補修をしたいと考えておりますが、全体を今どうするというこのことについては、かなりの費用を要することでもありますので、現時点においてお答えすることはできないという状況でございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

全体的に補修するのは多額の金額になると思いますから、そのためにもできるだけ今の割れている所だけでもいいですから、きれいにしてほしいと思います。

次に、旅行村コミュニティーアイランド施設のプール、蚊の養殖場になっている。このことも何年前ですかね、この話を質問をしたことがありますけど、未だに大雨の時は雨が溜まって、水溜まって蚊が発生してボウフラとかが発生している感じに見受けられます。この雨水というのは前回どんな感じで引いたんですか。知っていたら教えてください。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。プール施設の水、雨水の溜まっている水については、衛生安全上の観点から6月4日から排水作業を実施しているところでございます。実施方法については水中ポンプ、または消防所の簡式ポンプを使って現在排水をしているところでございます。今後も適正管理に努めていきたいと考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

たぶんプールの水だから、排水とか、ガランとか、そういうパイプなんかは付いていると思いますけど、この水を排水溝まで流す方法は考えられませんか。

○ 座間味秀勝村長

このコミュニティアイランド施設のプールということなんですが、私も十数年前担当しておりましたので、その時から既に台風等強風で砂浜から巻き上げられた砂がプール内に入り込んで排水口を全部パイプを詰まらせているという状況なんです。実は排水口は開いてはいます。仕切弁は開いているんですが、水が出ていかないという状況になっているということでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

そしたらこれはこの水は吸い込んで取るとかという感じでしかできないということですか。じゃあこれは消防所か何かで取りますか。要は水が溜まって砂が溜まろうが、とにかく水が今いっぱいですけどね、蚊の駆除とか、そういうのも実際、大昔は白い煤煙みたいので青年会がやられたことがあるんですけど、実際今、そういうこともなくて、そういう水溜まりがちゃんとして蚊も喜んでこっちで繁殖している感じなんですよ。だからそれを無くするためにはどうしたらいいかということを考えて、まず先に、キャンプに来る人にキャンパーが蚊が少ない感じのイメージでやってくれたらいいと思います。水を吸い込むなり、砂を取るなりして、蚊のボウフラを育てないようにお願いします。

次、これはキャンプ場の草刈りですけど、本当に冬中というか雨の時期と言いましょか、その次期にキャンプ場周辺、コミュニティアイランド施設の周辺なんか全部草がいっぱいで、冬のヒマにでも、みんなで刈るような感じでもいいんだけどなと思いました。沖縄本島から来た業者の方が、たまたまキャンプ場に行ってから、その業者の方というのは防災の点検のために行ったんですけど、蚊が多くて草がぼうぼうで大変だったよというような感じでイメージを聞いたんですけど、その一般質問で出してから2、3日の間、また1日だけ草刈っている人いたんですけど、そういう感じのもやっぱり前々から冬のヒマに草を刈る管理をお願いをするなり、どうするなりという感じのをやってほしいと思います。そしたら見た目も良い感じだと思います。コミュニティアイランドの施設のきれいにしてくれるように約束をして質問を終わりますけど。

次、村内のコンクリートの電柱ですよ、沖縄電力なのかNTTなのかわかりませんが、この電柱の縦のひび割れとか、横のひび割れ目立って、今にも折れて第三者に被

害が及ぶ可能性があるのではないかと心配です。村の方で確認していただき関係機関に通報する必要があるのではないのでしょうか。本当にコンクリートの電柱のひびを見たらコンクリートの電柱の側に立てませんでした僕は、縦のひびやら横のひびやら入って、上は電線でちょっと張っているような感じがするんですけど、縦のひび割れが3つ、4つあったりとか、横があったりとかという感じで見てびっくりしたんですけど、それを一般質問出して2日後ですから、関係機関の人が黄色いビニールで、ひびを隠してテープでぐるぐる巻きにして、ひびを隠しているんですけど、あんなものではおさまらんから、早く電柱を変えて誰かが被害がないような感じにやってもらえるように、村からも、その機関にお願いして早くするようにしてほしいと思います。

また僕の目では、1つしか見ていないんですけど、他にもあるかも知れません。そのへんも村としても見たり聞いたりしたら連絡して、それをやってくれないと、もう側に立てないぐらいの怖さを受けました。他に総務課長、僕の一般質問聞いていましたけど、他にもありますか。この1カ所だけですか。

○ 金城満総務課長

電柱のコンクリートのひび箇所につきましてはですね、これ管理をしている沖縄電力に確認したところ沖縄電力の子会社の沖電工というところが委託業務を受けておりまして、そのまた作業をしているのが渡嘉敷の電業所、職員が月1回巡回点検をしているそうです。その中で把握しているのが、今宮平議員がおっしゃった所以外に1カ所あるということで報告は受けれますけれども、実際には議員おっしゃるとおりクラックが入っているのが何箇所かあるというような今お話ですので、それにつきましてはその方々が順次点検をしてあれば沖縄電力の方に連絡をすると、そして修繕計画を立てて最終的には耐用年数等々ありますけれども立て替えというようなかたちで、最終的にはするということで話を伺っております。

村といたしましても、そういう住民からの報告、それから村も集落内の電柱、あるいは電柱の点検というのは定期的にはやっておりませんが、そこを今後は注視をして情報収集に努めて、そういうことがあったら連絡ができるような態勢を取っていききたいというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

この電柱のひび割れすごいですけど、これ立て直すまで何日とか半年なのか、そんな話はしませんでしたか。

○ 金城満総務課長

修繕についても先ほどお答えしましたが、計画をもってやるということを伺っておりますので、ただ、目視確認をして今にも落ちてきて危険を及ぼすというようなクラックとか、そういうものであれば、まず保護をして危険を及ぼさないようにネットを被せるとかしっかり全体シートを被せるとか保護をして、修繕計画を立てて工事業者が、こちらに来

たときに補修工事を施すという次のステップですね、それでもこの電柱は、先ほど言ったように耐用年数とかありますので、そこでもどうしても危険だというふうに判断した場合には立て替えるというようなかたちで進めていくというふうに聞いております。ですので直ぐ電柱を立て替えるというわけではありませんけれども、ただやっぱり住民の安全を守るという観点から、そういう電柱があった場合には、それは早急に修理あるいは立て替えも含めてしっかりとやっていくというふうに話は聞いております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

誰でも気持ちは一緒ですけど、そのビニールでぐるぐる巻いて長いこと待っていたら中はもっと弱ってくるような感じのイメージがありますから、これをできるだけ強く言って立て直しをするようにお願いします。議長、これで終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

午後1時30分より再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

次に5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

お疲れさんです。それでは午後の部、私の方から一般質問したいと思います。通告書のとおり1番、別定額給付金についてなんですけど10万円ですね、これ現時点で給付率は何パーセントか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

特別定額給付金については令和2年6月8日現在、給付対象者は724人そのうち給付済700人、率にしては96.7%の給付済ということになっております。

○ 5番 座間味満議員

非常に渡嘉敷村としては、沖縄県でも給付が早かった方と理解しておりますが、それに対してただいま村長から答弁がありましたように、対象者が724人に対して700人という報告がありましたが、あと24人というのはどういう方が対象で役場に来られなかったのか、それともいないという人がいたのか、そのへんの答弁お願いしたいと思います。

○ 金城満総務課長

今、特別定額給付金については基本的には世帯主の方に申請書を発出して、こちらの方に郵送で返信していただいて受付をして、今現在700名人数に換算しますと世帯員総数700名に交付しているところがございます。残りの24名というのは世帯で言えば17世帯、残りになっています。この方々、今現在まで申請がないんですけれども、その中でも渡嘉敷村内にいる方、それからもう既に村外のほうにいる方、それぞれいます。今この方々についてはおひとり一人全員に給付ができるように、今、担当の方から連絡を取って、ぜひ申請をしていただくように、今、しているところがございます。ですのであと20名17世帯です

ね、できるだけ早期に給付ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいま総務課長から話がありましたように、17世帯の24人ということで島外の方もいらっしゃるということで、実質、島内で例えばお年寄り字が書けないとか、どのようないして手続していいのかわからないという方は現在いらっしゃいますか。

○ 金城満総務課長

今私たちに入っている情報の中では、そういう方からの問い合わせがないんですけれどもそういうお年寄りの方が島外に出て病院なり、そういう施設なりいるという方については、その家族の方にできるかぎり連絡を取って代理申請というのができますので、その中で申請をしていただいて交付をしていくということで、いま取り組んでいるところです。

○ 5番 座間味満議員

できるだけ早く手続できて、いないんだったらいないでけっこうだと思んですが、手続のやり方がわからないというのがあれば行政の方で、ぜひ協力してもらえるように努力していただきたいと思います、ひとつよろしくお願いします。

続きまして2番、財政調整基金についてなんですが、現在の積立金なんですが、先ほどの村長の答弁からありましたが2億7千万ということで、村長は当初当選したときに財源4億ありましたよね、この4億が去年の1億5千万ですか、切り崩して財源として使われているということで、村長も後の4年後にはどうなるかという話があったんですけど、そのへんについて村長の答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問の中にありました2億7千万というのは、今年度の予算について財政調整基金を取り崩すというふうにして当てているのが2億7千万ということです。昨年度については令和元年度末現在で、最終的には取り崩しはありませんでした。逆に少し積み増しております。積み増した結果5億3千803万2千円という状況となっております。今年度については、この内から2億7千万余りを取り崩す、今、予算立てになっているということでございます。

○ 5番 座間味満議員

2億7千万を取り崩すということで、これは令和2年の予算に充当することだと思うんですが、結局、先ほどおっしゃった5億3千万から2億7千万は取り崩しでやるということなんですが、金がなかったらどうしようもないことですから、このへん今年も頑張っただけ積立金をやるように村長には努力してもらいたいと思います。因みに渡嘉敷村はラスパイレス指数いくらですか、答弁をお願いします。

○ 金城満総務課長

ラスパイレス指数については、ちょっと今、データ持ち合わせておりませんので、後ほど担当係から聞いてご回答をしたいと思います。

○ 5番 座間味満議員

市町村合併の問題が出た時に、渡嘉敷村はラスパイレス指数がおそらく3だったと思うんですよ、伊是名、伊平屋がいかにも財政危機というふうな状況になったんですけど、これも先ほど質問したとおり、ぜひ努力して財源の確保に努めるように、村長は村の首長でありますから、企業に考えてみると社長と一緒にですよ、社長がアウトだったら会社が倒産しますので、村のゼロというのではないと思いますので絶対いつか、この島はコロナのせいでだいぶ一般持ち出しもあったかもしれませんが、船舶の赤字も出たというふうなことです、そのへんの埋め合わせできる限り頑張ってもらいたいと思います。

それでは最後になんですが、前回も一般質問したんですけどイーシノモーの件なんですけれども現在の進捗状況についてお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

急傾斜地の工事ということですが、これはクミチヂ山のことでであると理解してます。この急傾斜地崩壊対策対策事業、これは沖縄県土木事務所が主体となって実施をしております。現在は工法が決定をし、実施設計の段階に入っているということでございます。今年9月までには工事を発注する計画だというふうい確認をしております。

○ 5番 座間味満議員

これですね、今村長からの答弁であったのは神社の後ろの方ですよ。これは農林土木から崩落危険区域に指定されているわけなんですけど、これに関して直県からの、県直なのかもしれませんが、ちゃんとした対応を取ってもらいたいと思います。そしてこれに関連することなんですけど、水タンク30トンでしたかね、これも後ろに県が造るということであるんですけど前回、質問したときには前村長がやっていることだから、村は契約はしていないと、じゃあ契約もしていないのに工事が発注できるのか、それについてお伺いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

水道広域化にかかる施設整備の位置、場所のことについて企業局との契約があるかと、約束があるかということのお尋ねだと思います。現時点において、そこを企業局と例えば賃貸契約をする無償で貸すとかというような契約はないというふうに認識をしております。過去に取り交わされた協定書の中で、村有地等については無償で提供するという旨の条項が入っていたのではないかと思いますので、これについては明確に確認をしてから、またお答え申し上げたいと思います。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですけれども、いろいろこれからぜひ検討していただきたいと思います。広域化になると水道料金は安くなると、例えば座間味、粟国、渡名喜は基本料金が3

千800円、渡嘉敷1千600円ぐらいですかね、これに関しても県の広域化になるということは水道料金を安くするための広域化だと思うんですよ、そのへんも村民に対して、村民だよりに載せていただくように、ひとつご検討の方をよろしくお願いしたいと思います。ご答弁ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

皆さま、こんにちは。早速ですが、一般質問に入りたいと思います。新型コロナウイルス対策についてお伺いをいたしますが、午前中から重複する質問がございますので、つど取り下げていきたいと思います。まず1番については先ほど答弁いただいたので取り下げてさせていただきます。

2番、郵送申請と窓口申請の件数について伺います。

○ 座間味秀勝村長

特別定額給付金の6月8日現在での郵送申請は280件、窓口での申請は137件となっております。参考までにオンライン申請が1件ございます。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。この申請の事務の中で給付申請における課題等がありましたでしょうか、伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。この特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請方法につきましては、やむを得ない場合を除き申請書類の中にいれておりました返信用の封筒、それに申請書を入れて返信をしていただくかたちでお願いをしておりました。しかしながら村内には高齢者世帯、あるいはその中で申請方法がわからないなどということもありました。それから本人確認及び振込先口座確認に必要な添付書類の写しを取る複写機、コピー機等がない等により、窓口申請が多くなったと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。ここで引き続き4番の方、伺いますが、今総務課長が答弁された内容が課題としてあるということで、今後またさらに第2波、第3波となってくると国からの給付金等も増えてくる、その後新事業も増えてくると思われます。ここで今現在、給付が行われている渡航自粛協力金の、今の課題というものを解決するための対策等が取られているかどうか伺います。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。渡航自粛協力金の申請につきましては、基本的に特別定額給付金と

同じ口座を選択をされた場合、本人確認及び振込先口座確認に必要な添付書類は無くしております。その観点で省力化を図ってスピーディーに給付金を皆さまのお手元にお届けするように簡素化をしております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。特別定額給付金のときも、子ども手当等の受給されている方々は、それも手続等免除されていると思います。さらにどんどん増えてくると思っております。特に高齢者への対応というものをしっかりしていただけたらと思っております。

次に行きます。5番ですね、渡航自粛協力金と同時に事業者支援協力給付金の給付が始まっていると思います。この対象要件も令和2年4月25日から令和2年5月31日の期間、休業、そして新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を行った事業者（営業時間の短縮等々）とございますけれども、この上記の期間の根拠についてお伺いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えをいたします。対象要件の期間4月25日から5月31日の根拠について4月21日発出の村長から村民向け新型コロナウイルス感染を防ぐ渡嘉敷村の取り組みについて渡航自粛協力願いが根拠となります。4月21日発出の中で定期船の運休は4月25日から10日まででしたが、その後5月31日まで定期船の運休を延長を行ったことから5月31日までの期間としております。以上でございます。

○ 6番 當山清彦議員

この中でこの感染拡大防止協力金の申込用紙の中で1番から2番までのものがあるんですが、2番の中にその期間が入っております。この期間以外の方々、休業若しくは営業を自粛された方々を対象になるのかならないのかを伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

これは要項に基づいて業務を行っておりますので、要項のとおり4月25日から5月31日までが対象となります。

○ 6番 當山清彦議員

この中で1月ぐらいからコロナの影響があったということも伺っております。この期間の見直し等はもう一度検討していただけないでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。村の態勢といたしまして、この期間全ての島内の事業者影響を受けているというふうに考えまして、この期間に対象期間を支援をするということで期間を設けております。

○ 6番 當山清彦議員

この渡航自粛協力給付金の封筒の中に入っていた村民支援のプロジェクトの中に、一覧がありまして、それをまた調べると、さっきの期間だということで、村民の中ではここで休業していなかったら貰えないんじゃないかと思われている方がいます。なので先ほど申し上げたとおり、この期間を広げるつもりはないですかという質問だったんですね。なのでここで一件に伺いたいのが、国のさまざまな給付金だったり協力金というのは様々に簡素化されていたり、規制が緩和されてきていると思いますが、今後、もしも漏れた方がいらっしゃるとしたら、この期間をまた伸ばすとか、そういう規制間をしていくという考えがあるかどうか伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えをいたします。この支援事業の支援期間を8月14日までと区切っておりますが、予算の執行に関しては年度末まで可能でありますので、漏れている方が、その後あらわれた場合には、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。次の質問に移りますが、申請業務の簡素化が必要だと考えております。申請者は国、県、村、金融機関、保険会社等またその他にもいろいろさまざまあると思っております。1月から現在まで続くコロナの猛威に心身ともに疲弊をしているということで、通告書の下欄に提案をしておりますが、国の持続化給付金、または県の3件の給付金の申請して受給されている方に対して、この申請を免除するという考えはございませんでしょうか、伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えをいたします。渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については交付要綱を設け実施しており、要項の中で申請書の提出は申請者が誰で申請理由、それから振り込み口座と必要最小限を知る上で必要不可欠なことから免除することは難しいと考えております。また県国の支援の対象要件とは相違があります。村の要件としましては、あくまで定期船の運休による経済的な影響を受けたということから、全く別の理由になるかというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。内容が違うというのは、先ほども理解はしているんですが、申請する内容とか、ほぼほぼ同じだと思っております。私も何件もやってきました。銀行もやってきましたし、公庫もやってきましたし、持続化給付金もやりました。給付を受けるとその場所から給付しましたよという通知がくるじゃないですか。これを出したら、これまでの難しい手続を簡素化するとか、そういったことが必要だと思っております。これからくる第2波、第3波もあります。こういったことも加味していただいて、今回この10万円の申請をした方、また次のときに申請をしなくてもいいようなかたちというのもできると思っております。その点についてお伺いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。ただいま議員がおっしゃったとおりですね、申請者になるべく負担がかからないような申請方法、今後これまでの申請が根拠となって申請できるような方策を検討していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

国の2次補正も本日、衆議院通過予定で、村長が言ったとおり11日には可決するというのを伺っております。どんどん給付金または協力金の申請が増えております。行政職員のためにも、また給付される村民のためにも、こういった事務の簡素化というのが必要だと思っておりますので、その都度ご検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります7番ですね。自民党は6月1日にマイナンバーと預金口座を紐付けし災害時に迅速に現金給付するという法案をまとめております。アメリカが銀行口座と紐がついた社会保障番号を活用して短期間で給付金を届けることができたのが、日本は申請に迅速さを欠き国民の大半が給付を受けられずにあります。それで政府は来年の1月に通常国会に向け、マイナンバーと銀行口座の紐づけする法案の成立を目指しております。そこで一括して伺います。本村のマイナンバーの普及率、2番マイナンバー普及と今後の対応について伺います。

○ 新垣聡民生課長

當山議員の質問にお答えします。5月末現在のマイナンバーの普及率なんですが、人口が724人、申請者数が108人、申請の申請率が14.91%その中で交付している方、交付者数が67人、普及率が9.25%というふうになっております。

続けて2番、マイナンバーの普及の課題と今後の対応についてということなんですが、国や県ともに現在、普及率が約15%というのが現状です。マイナンバーカードを取得するにあたり、個人情報の漏洩等、いまだ国民の皆さんに指示を得ていない部分があると思っております。デメリットの面で不安の声が多数聞かれております。今後、マイナポイントの付与や令和3年3月から順次開始する保険証との関連づけなど、広報を強化し普及啓蒙を図っていききたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

今日も衆議院予算委員会の方でも総理は申し上げておりました。普及率が大変に低いということで、村は9.25%ということで大変低い数字となっております。この普及するための何か細かい何か当局として給付のために、公民館にコロナのことで、なかなか難しいと思いますけど、このマイナンバーの説明会をして、そのまま申し込みをすとか、さまざまなことが考えられると思うんですが、今の段階でけっこうですので、何か考えがあるかどうか伺います。

○ 新垣聡民生課長

今後の普及活動としましては、今、議員がおっしゃられた村民を集めての説明会と必要

かと思っております。またたぶん意識の中で申請が煩雑ではないかということを感じる特に高齢者の方がいるというふうに感じておりますので、そこを丁寧に説明をしていって広報とこれからも行っていきたいと感じております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。私も申し込んだんですね、とても大変でした。これはやっぱりマイナンバーですから、国のシステムのこともあるでしょうし、これが自治体で簡素化というのは厳しい話なんですか、申請の簡素化というのは。

○ 新垣聡民生課長

私も申請して交付されているんですが、パソコン、スマホを使える方でしたら5分から10分程度で申請自体はとてもスムーズにいくというふうに感じておりますので、そこらへんが苦手な方に対してもっとやさしい説明が必要かなと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

私はそのへんが苦手で、やさしい説明がほしかったなと思っておりますけど、この低い普及率を解決するために今後も対応をよろしく願いいたします。

次の8番については、午前中、国吉議員の質問の中で6月中に作成するということだったので、この質問に関しては取り下げます。

次の質問に移ります。新型コロナウイルスに関連する休校と休校中の課題やオンライン学習塾についてお伺いをしたいと思います。

こちら（1）ですね、新垣議員の質問の中で伺いましたので、2番についてお伺いします。休校になった場合の課題、そしてオンライン学習塾について現状と当局の抱える課題等を伺えたらと思います。

○ 新崎直昌教育長

お答えいたします。今度のコロナ対策が原因の休校ということなんですが、もし仮に休校になった場合ですね。どのように対応するかということなんですが、今回は休校期間中の対応は課題をプリントして配布するという対応をしましたが、学校からこれは直接子どもたちと接して指導したちり模範解答をしたり、いろんなコロナについて指導したりというようなことをやりたいというふうな申し出があったんですけれども、これは3密にあたるんじゃないかというふうな心配もありましたので、これは許可をしておりません。

それからオンライン学習についてなんですが、ある程度は機材は揃っているんですが、まだ足りない部分があったりして、さらにまた低学年の児童については、保護者の付き添いが必要になるんじゃないかという問題点のなんかもありまして、これは今後の研究が必要だというようなことで課題として考えております。また、この不足している機材についてどうするかというようなことですけれども、これはこういうふうなGIGAスクールということで、これは公立学校情報機器整備費補助金というのがあります。これで対応していこうと導入していこうというそういう予定をもっております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございました。今の件はまた後ほど資料をいただけたらと思いますのでよろしくをお願いいたします。

次も関連してちょっと伺いたいんですが、保護者に対して行った家庭用のタブレット端末に関してのアンケートがあったかと思いますが、このアンケート調査の結果と今後の対応と書いてありますけど、何のために行ったのか、それを何に活用するのかというのを伺えたらと思います。

○ 新崎直昌教育長

これもやはり子どもたちの日頃の家庭の状況がわからないと、なかなか難しいもんがあったり、それから保護者のいわゆる情報教育に対しての知識があるかないかとか、そういうふうなことをまず把握する必要があるということですね。話をしたらこれは、もう保護者の方で行うのという話だったんです。まだ報告は来ておりませんので、これからどういうふうな内容の調査であったにせよ、今後また教育委員会の課題として取り組んでいきたいなと思っております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

次の質問に移りますが、4から6番は一括して伺います。今年度のオンライン学習塾の計画について、そして昨年度のオンライン学習塾の事業の評価についてお伺いします。

○ 新崎直昌教育長

4番については、6月にそういった学習塾を開校するというふうなことで7月の第2週からは開校できるんじゃないかということで話し合って、その準備をしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 新崎直昌教育長

答弁いたします。今、課長から話があったように、6月1日に企画書の提案、公募を初めておりますが、これが少しコロナの影響だと思うんですけど、まだ集まっておりません。そういうこともあるんですけども、先に業者の選定もあると思うんですけども7月の第2週には受講開校できるように頑張っているというところであります。

○ 小嶺国土教育課長

ではお答えします。昨年度のオンライン学習塾の評価についてなんですが、令和元年度より受託事業者が教育振興会となりタブレットを使用したオンライン授業を実施してまいりました。それぞれの苦手な教科を学習アプリで学べるような授業スタイルで、また講師

の方が毎週来島し、児童生徒の質問にも対応できる態勢を取っております。

渡嘉敷村の小学5年生から中学3年生までを対象としており対象者の人数は44名となります。本事業への参加児童生徒数は34名となっており、8割近くの児童生徒が参加しております。

また中学3年生を対象とした付帯事業として、冬休みに受験対策の合宿があり、これに参加した生徒は刺激を受け大きく学力を伸ばしていると報告を受けております。

教育課といたしましては、本事業の財源が一括交付金であり、令和3年度までの期限があることから本事業が終了した後は、各家庭で事業所を選択肢し、独自に契約していただくことを想定しております。各家庭で学習塾を選択する際の良い見本となっていると評価しております。また参加した生徒の保護者からは高評価のご意見をいただいております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しては、前教育長と課長とは何度も議論はさせていただいている中で、まず1番の問題は6番だと思っているんですね。この事業の募集からプロポーザル随時契約という中でタイムラグが発生しております。子どもたちの学ぶ時間が、ここで削られているというものがあるんですが、ここについてちょっと教育委員会の見解を伺いたい。

○ 小嶺国土教育課長

ではお答えします。本事業は、一括交付金を活用しており、年度をまたいでの随時契約等での事業実施は不可能であると思われます。随時契約で同様な事業を行っている市町村もあると伺っていますが、そちらは一括交付金の活用ではなく村単独事業での事業実施と認識しています。よって年度をまたいでの契約は難しいと判断をしております。

○ 6番 當山清彦議員

これまで議論した中でも、そこがネックなんですよね。なので財源の見直しというのは必要だと思っております。一括交付金をあてにして子どもたちの教育をやっていくというのは、やはり違うのかなと思っております。今課長が申し上げたとおり、沖縄振興計画が終わったら、次の一括交付金もまだわからない中、この事業を進めていく、そして他年度でやらなければいけない。その中で必ず募集から契約に至るまでの期間の空きがある。ここは子どもたちにとってはとても大事な時間だと思っております。その点について当局の見解を伺います。

○ 新崎直昌教育長

お答えいたします。やはり保育園から中学生まで年齢の違う子どもたちを教育しているわけなんです、一番大事なのは、やはり学習指導要領に則って学力の向上を目指しながら人格の感性を目指すということが一番大事な部分だと思いますが、しかしこういうふうな情報化社会が急激に押し寄せてくると、そういうふうな流行の部分にも対応していく必要があると思います。ただこれは先ほどもお話があったように、やはり財政との関連であるとか、そういうふうな「GIGAスクール」構想であるとか、そういうふうな特別な政策を

利用しないことには本村ではなかなか難しい部分もあるんじゃないかというふうに実感はしておりますが、ただ先生方についても、こういったオンラインスクールについての研修等、あるいは保護者にもこういう認識を深めてもらえるように、そういうふうな働きかけもしていきたいというふうには思っております。

○ 6番 當山清彦議員

教育長のお気持ちは承知いたしました。なので私が今質問したのは、今の事業だと未来がないんですよ。なので財源の見直しをしてほしいんです。そして契約期間も大事だと思ってます。1年の単年度の事業でやると、どうしてもタイムラグが発生します。それを解決してほしいという話をしています。その点について当局のお考えを伺いたい。

○ 新崎直昌教育長

お答えしますが、やはり私たちも法律といいますかね、そういう枠内で仕事をしているわけですから、それが予算も潤沢にあっていろんな方法で子どもたちの学習に役立てるようなそういう手だてが打てればそれに越したことはないんですけど、先ほどから村長の話にあるように基金も取り崩しているというふうなこともあって、やはり教育委員会として、それを飛び越えて予算化するということは難しいんじゃないかというふうに考えております、現時点ではですね。

○ 6番 當山清彦議員

村の財政難を今お話して、それを飛び越えられないというお話だったので、村長若しくは総務課長、この点について何か見解があれば伺います。

○ 座間味秀勝村長

財政難をどう切り抜けるかということになるかと思います。もうひとつは受益者負担というのをどう考えるかということになるかと思いますので、まず財政難ということですが、昨年度より、就任以来取り組んできていることではありますが、例えば修繕にかかる費用これを圧縮するために営繕係を配置しているとかそういったこともありますし、様々な機会を捉えて職員とも財政立て直しに関する意見交換をしたり指示をしたりということもしております。そうした中で必要な事業について、必要な財源がどこかにないのかということを探す、リサーチするというのも職員の大事な仕事だと思っております。やらなければいけないことは目の前にあって、これをじゃあどうやるかという工夫、これが必要だと思っておりますので、こういった取り組みも必要と考えております。

そしてもうひとつは、先ほども言ったように使用料の話でも通じるところなんですが、受益者負担というのも適正に求めていくということも今後必要になると考えております。全て村の財政の中で賄えるということではございませんので、そうした見直し取り組み、そして中長期、中期の財政計画、これがほぼまとまっておりますので、こういったものを共有して、村民あるいは議会とも共有をして、何を優先するか、何に予算を充当していくかということを皆で共有する必要があるというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。利用者負担というのは、とっても大事なことでと思っています。私もお金は取ってもいいと思っています。一番大事なのは子どもたちの学力を上げるための事業を皆さんがやるのかやらないのかだと思っています。1年の予算の3分の1と使っていない現状もある、これもずっと指摘をしてきております。その中で過去の一般質問の中で国の財源の根拠についてもお話をしてきました。タブレット端末の費用、通信環境もそう、そういったことも私は提言をしております。財源が無いという答弁はとおらないと思っています。

村長の今の答弁で、私は期待しておりますので、今後しっかりと財源の見直し事業期間の見直しというのをしっかりと行っていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために日々奮闘していただいている村長をはじめとする行政職員の皆さまに心から経緯を表しまして、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了いたしました。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第5号、令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第2号

令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書

一般会計、6款農林水産費605万2千円の繰越額でございます。

8款土木費6千913万3千円の繰越。合計7千518万5千円の繰越明許費となっております。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で報告第5号を終わります。

日程第7、議案第22号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第22号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

国内及び県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、村民生活及び村内経済に深刻な影響を及ぼしている状況に鑑み、国や県の支援と連携しながら必要な対策を講じるため、村長、副村長及び教育長の給与を減額して支給する措置を講ずる。

改正する条例内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第23号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため本条例の一部を改正するものです。

条例改正の内容については添付をしております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第24号、渡嘉敷港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第24号

渡嘉敷港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例

渡嘉敷港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷港内に設置する巻揚機の管理運営に関し、必要な事項を定め巻揚機の円滑な管理運営を図ると共に、村民の財産でもある船舶の保全のため本条例を定める必要がある。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

条例内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩お願いします」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

なお、この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成3票、反対3票。よって議長の方も採決に加わります。

賛成4票、反対3票。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号、渡嘉志久海岸巻揚機設置、管理及び運営に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第25号

渡嘉志久海岸巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について

渡嘉志久海岸巻揚機設置、管理及び運営に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉志久海岸に設置する巻揚機の管理運営に関し、必要な事項を定め巻揚機の円滑な管理運営を図ると共に村民の財産でもある船舶の保全のため本条例を定める必要がある。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

条例内容については添付をしておりますので、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成4票、反対2票。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第26号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第26号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に交付されたことに伴い、渡嘉敷村税条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

税条例の内容については添付をしております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第27号、物品購入契約(水槽付消防ポンプ自動車購入)についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第27号

物品購入契約について

水槽付消防ポンプ自動車購入について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方税法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車購入

契約の方法 指名競争入札

契約金額 3,9270,000円

契約の相手方 沖縄県那覇市兼城3丁目8番9号201

株式会社 消防防災沖縄営業所

代表者所長 しききよあき

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車購入の契約の締結については、議会の議決に伏すべき契約及び

財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

契約内容について以上のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

古い車輛だったので安心しておりますが、指名業者の数、まず伺います。

○ 金城満総務課長

3業者で指名競争入札を実施しております。

○ 6番 當山清彦議員

3社ということで、3社の見積の金額、伺えたらと思います。

○ 金城満総務課長

それでは入札結果につきましてお答えをいたします。落札業者は先ほど村長から報告がありました株式会社消防防災沖縄営業所となっております。他に後2業者ありまして、仮にA業者、B業者、それで次点の業者が入札額になります。税抜きでの入札になりますので3千790万となっております。

それではお答えします。次点の入札額が3千790万となっております。これは税抜きですので220万の差額となります。落札業者との差額が220万となっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第31号、渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第31号

渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を改正する条例について
渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する言及を債権現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 村長は第1条の目的を達成するために基金の一部を処理することができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

提案理由

渡嘉敷村船舶整備基金条例について、繰り替え運用内容を改める必要があるため渡嘉敷村船舶整備基金条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第28号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

(「休憩お願いします」の声あり)

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

議案第28号

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第

96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千997万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9千800万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第29号、令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第29号

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和２年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8千488万5千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第30号、令和２年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第30号

令和２年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

令和２年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和２年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千477万9千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月10日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議員提出議案第1号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。與那嶺雅晴議員。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

議員提出議案第1号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月10日提出

渡嘉敷村議会議長玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

提案理由

新型コロナウイルスの感染が拡大し、村民生活に多大な影響を及ぼしている状況に鑑み、村民と心をひとつにし、さらなる感染拡大防止に取り組む必要がある。

これがこの条例改正案を提出する理由である。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症対策に係る特例措置)

令和２年７月１日から令和２年９月30日までの間における議長、副議長及び議員の報酬は、第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額からそれぞれ100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年６月10日提出

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第１号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和２年渡嘉敷村議会第５回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。従って、会議規則第７条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することを決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和２年第５回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会 午後３時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号1番）

署名議員（議席番号2番）